

議案第2号

木津川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部改正について

木津川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年木津川市条例第50号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月28日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）」が令和2年4月1日から施行され、非常勤の職員に対する公務災害補償の範囲が拡大されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例（案）

木津川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年木津川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- （5） 紹料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により
実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の木津川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

参考資料（議案第2号）

木津川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第4条 (略) (補償基礎額)	第1条～第4条 (略) (補償基礎額)
第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>	第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略)
第5条の2～第24条 (略)	第5条の2～第24条 (略)